

第5章 改正後民法における約款の変更について

沖野眞巳

1 はじめに

2017年改正後の民法は、「定型約款」の規定を新設している。その特徴の1つが、「定型約款の変更」についての規定（548条の4）が設けられたことである。改正後民法548条の4（以下、特に断らない限り、2017年改正後の民法の条文については、法律名を省略する。）の規定については、定型約款準備者による定型約款の内容の一方的変更を認めるものであって、そもそもそのような一方的変更を肯定する規定を設ける要否や当否について、議論がある⁽¹⁾。本稿では、そのような同条の規定の要否および当否には立ち入らず、改正後民法の定型約款の変更に関する規定につき、そのいくつかの解釈問題を検討しつつ、内容を確認したうえで、普通預金規定を中心にこれまでの約款の変更の例をとりあげて、改正後の規定の下での変更の可否について、考察する。

2 定型約款の変更に関する規定の内容

(1) 548条の4の規定

548条の4は、次のとおり規定している。

(定型約款の変更)

第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
- 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めのある

(1) 石川博康「契約改訂規範としての定型約款変更法理の特質とその理論的定位置」現代消費者法39号（2018年）30頁および同所掲の文献を参照。

無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

(2) 定型約款の変更という概念——定型約款の概念、変更の概念

548条の4が定める定型約款の変更の要件および効果を確認する前に、前提とも言える「定型約款」の「変更」という概念について、若干の留意点を指摘しておきたい。

a 「定型約款の変更」の概念

「定型約款の変更」の概念に関して、一言断っておきたい。従来、「約款の変更」とは約款準備者による一方的な変更を言うものであったが、「約款の変更」が論じられている局面には、少なくとも2つの異なる局面が存在していた。

ひとつは、約款準備者が、これから用いる約款について、従前の約款の内容を一部変更する場合である。特に、認可や届出を要する約款について、そのような認可や届出を経ることなく、認可や届出を経ていた約款の一部の内容を変更し、そのように変更された約款を新たに契約において用いた場合に、当該約款が契約内容として効力を持ち得るかが論じられた⁽²⁾。これに対し、もうひとつは、既契約において用いられている約款の内容を変更し、それにより既契約の内容（法律関係）を変更するという局面である。たとえば変更条項が設けられている場合に当該変更条項に基づく変更の可否は、局面としてはこの2つめの局面の問題である。また、そのような変更条項がない場合になお、既契約において約款の変更を行う場合もある。ときに「遡及的変更」といった表現が用いられることもある。

実務的には、特に、定型約款の起草に当たる立場からは、約款の変更という作業は、むしろ前者を念頭に、今後の新契約のための約款を準備するという観点から、既存の約款に修正・変更の必要があるかどうかという観点から語られることが少なくな

(2) その点が問題となった例として、最判昭和45年12月24日民集24巻13号2187頁参照。

いように思われる。そして、約款、特に定型約款は、不特定多数の相手方との個々の契約においてそれらの契約を通じて画一的な法律関係とすることを企図したものであるから、その必要性等に応じて、既契約においても新たな法律関係を画一的に及ぼすべきであると考えられる場合には、既契約への「遡及的」適用が語られるものと理解される。

定型約款の変更に関する548条の4の規定が規律するのは、もちろん、第2の局面である。すなわち、個別契約の当事者間において、個々の合意がされたと扱われ、契約内容となっている条項について、事後的に一方当事者（定型約款準備者）が内容変更を行うという場合を前提に、その要件と効果について規律するのが同条である。

b 変更の場面における「定型約款」

定型約款の変更の規律は、従前に議論の蓄積がない中で、設けられたものであり、その規律内容は、一般の契約法に対して特殊性を有することはもちろん、約款の一般法理とも相当に異質であることが指摘されている。そのような異質な規律の正当化は、定型約款であることに求めることとなり、そのため、定型約款の概念を変更の規律との関係でどうとらえるかが、理論的にも、また適用範囲を画するうえで実際上も、重要になる。

定型約款一般の定義（548条の2第1項柱書）との関係で、それがそのまま変更の規律における定型約款の概念に平行移動するのか、それとも、定型約款一般の定義に対して、変更の規律を正当化するものが括り出されるというようにさらなる絞りこみが548条の4の「定型約款」の概念については行われるのか、解釈の余地がある。

少なくとも、前記aの后者の局面、すなわち、既存の契約の内容の変更を問題にする以上、変更の規律の対象となる「定型約款」は、変更が問題となる時点においては、契約締結時のいわゆる組入れの場合の概念とは異なり、相手方は不特定ではなく、特定していることになる。契約締結時のいわゆる組入が問題となる段階における定型約款該当性が、変更時にも要求されるということではないことになる。したがってまた、不特定性ゆえの問題や正当化根拠は、変更の局面では妥当しない。さらに、多数性についても、契約締結時には多数が想定されていたが、変更時には多数性を欠いている場合も考え得る。

以上の点を548条の4にいう「定型約款」の概念として考慮するのか、それとも、一般契約法から本来的な規律であるはずの個別合意をとることや、さらには、合意や意思に基礎を置いた約款法理ならばそこからの要請ともなりうる、個別通知をすること（それを通じた消極的同意をとりつけること）も、いずれも困難であるといった事

情が、同条1項2号の必要性や合理性の判断の中で勘案されることになるのか、さらには、両者が併用されるのかも、1個の問題である⁽³⁾。しかし、そもそも、変更の段階では、既契約として特定しているのだから、多数ではあっても不特定ではありえないことを考えると、定型約款に該当するかどうかは、契約締結時を基準として判断されるのであり、変更時を基準とするものではないと解するべきだろう。したがって、変更時を基準としたときには、相手方が特定・少数となっている場合であり、それだけをみると定型約款該当性をみたさない場合であっても、そのことは、相手方との個別の合意をとることの困難さが減じられているという点に着目して、判断がされることになる。すなわち、1号型であればなお要件を充足しうる。2号型については、合理性の判断の中で（その他の事情のひとつとして）その点が勘案されることになろう（後記c参照）。

c 「変更」一般の概念

締結時の契約内容からの「変更」には、たとえば、パック旅行において一定のランクの宿泊施設（ホテル）が約束され、Aホテルへの宿泊となっていたが、出発前や出発後に、急遽、同ランクのBホテルに変更となるといったように、給付の内容が変更されるような場合がある。あるいは、また、契約締結時には、契約内容として、具体的な数値は決まっておらず、それが決定されるための基準（例えば市場の指標）や方法（例えば、特定の第三者による決定）のみが定められており、それに従って内容が具体化する場合がある。また、契約締結時には、数値が決まっているが、予めその数値が変わることが予定されその基準が定められている場合（例えばスライド条項）もある。これらは、548条の4が想定する定型約款の変更ではない。

ホテルの変更は、給付の変更ではあるが、定型取引において、契約の内容とすることを目的として特定の者によって準備された条項（548条の2第1項柱書かつこ書参照）を変更するものでも、また、新しい条項を契約条項とするという性格でもないからである。また、契約締結時には数値（等）が決まっておらず、決定のための指標や手順のみが決まっている場合は、契約の変更ではなく、契約で定められた内容の具体化である。さらに、当然のスライド条項による数値（等）の変動は、当該スライド条項を実現しているのであって、契約条項の変更とは言えないと考えられる。

(3) 筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務、2018）（以下、「一問一答」という。）260頁は、必要性の判断において、個別の同意を得ることが困難である事情が考慮されるとしている。変更の必要性とは、定型約款をなす契約条項の変更や定型約款を構成すべき新たな契約条項の挿入の必要性だけでなく、548条の4の定型約款の変更という定型約款準備者による一方的な変更を必要とする事情を含むことになる。

以上を言いかえれば、548条の4が定めるのは、あくまで、定型約款の変更であり、それは、定型約款を構成している契約条項の変更または定型約款を構成すべき新たな条項の挿入を対象とするものと言うことができる。

したがって、例えば、普通預金の利率の変更などは、定型約款の変更の問題では、そもそもないことになろう。

(3) 要件

a 概要

548条の4が定める定型約款の変更、すなわち、定型約款準備者が、相手方との個別の合意をすることなく、契約の内容を変更することができるための、要件は、次のとおりである。

①定型約款（548条の2第1項柱書参照）であること

②-1 定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合すること（548条の4第1項1号）

または

②-2 定型約款の変更が契約目的に反しないこと、かつ、合理的なものであること（同項2号）

③効力発生時期を定め、かつ、周知をすること（同条2項）

④ ②-2による場合には効力発生時期が到来するまでに周知をすること（同条3項）

①は、548条の4の正当化根拠としてきわめて重要な意義を有するが、定型約款の概念自体に関わるものであるので、ここでは措く（なお、前記(2)b参照）。また、銀行が行う取引が、そもそも、定型取引に該当し、そこで用いられる契約条項の総体が定型約款に該当するかが問題となりうるが⁽⁴⁾、その点も、問題となりうることの指摘にとどめる。

定型約款の変更という以外の要件をみると、実体的要件（①②③）と手続的要件（③④）がある。

実体的要件は、2種に分かれる。第1は、「相手方の一般の利益に適合すること」である（相手方に有利な変更の場合である。以下、「1号型」という）。第2は、それ

(4) 詳細は、浅田隆「定型約款——銀行取引を念頭に——（その1）」金融法務事情2050号(2016)28頁を参照。

以外の場合が想定されており、契約目的に反せず、合理的である場合である（相手方に不利となりうる変更の場合である。以下、「2号型」という）。また、両者に共通して、定型約款の変更のためには、効力発生時期を定める必要がある。

手続的要件は、周知措置をとることであり、また、実的要件の第2（②-2）による場合には、当該周知措置は、効力発生時期の到来前に行わなければ、効力を生じない。

以下では、それぞれにつき、その意味を確認していく。

b 1号型——相手方の一般の利益への適合性

1号型にいう、「相手方」とは、548条の4第1項柱書に「個別に相手方と合意をすること」という表現にみられるように、個々の定型取引合意の相手方を指す。なお、定型約款の概念とも関係して、ここでの相手方は、変更時の相手方であるのか、変更された約款による取引が想定されるこれからの（不特定多数）を含んでのものであるのかが問題となりうるが、変更という局面であり、「変更」が主語である以上、既存の当該約款を用いた定型取引合意をしている、変更時の相手方一般を指すと解すべきであろう。

次に相手方の「一般の利益」とは、特定の相手方の利益というのではなく、およそ一般的に、個々の相手方すべてを通じて、利益となる場合を示している（類似の表現に、たとえば、破産法における「破産債権者の一般の利益」への適合（担保権消滅許可請求に関する破産186条1項等）、などがある）。ひとこと言えば、相手方に有利な変更である。相手方の中に不利となる者と有利となる者があるが、全般的に見れば有利となる者が大半であるというような場合は、「相手方の一般の利益に適合する」とはいえず、そのときは2号型によるべきことになる⁽⁵⁾。

相手方の一般の利益に適合するかどうか、すなわち、相手方にとって有利な変更であるかどうかは、客観的・類型的に、契約上の権利義務の内容に照らして判断される

(5) 浅田隆「定型約款——銀行取引を念頭に——（その2）」金融法務事情2055号（2016）58頁は、多数の相手方の利益になるもの一部の相手方の不利益になるときは、後者の一部の者に対しては、548条の4第1項2号の要件に該当しない限り、変更の効果は及ばないとする。この記述が、利益となる多数の相手方との関係では、1号型によることができるという意味であるとすると、同条の解釈としては相当ではなからう。そのような場合には、およそ1号型に該当しないからである。

これに対し、1号型の場合には、従来は、定型約款準備者が、その権利を放棄するなどによって対応することも可能であると解されていたところであり（例えば、保険契約において、免責範囲を縮小する場合など）、権利の放棄や不行使という構成になじむものについては、個別対応が可能であるから、それを通じて上記の記述を実現しうることになるう。

のであり、個別の相手方の事情によって左右されない。たとえば、契約上の権利義務として有利になる場合であっても、個別の相手方において、当該契約の外の他の事情とあわさった場合、望ましくない結果となる場合もありえないではなからうが、そのような事情はこの判断においては考慮されない。すなわち、契約上の法律関係の画一性は変更の場面でも基礎をなしており、したがって、具体的な顧客によっては是としない場合もあろうが、顧客において、具体的に、利益の放棄や条項を援用しないこともできると考えられることからすると、具体的な顧客が肯定しないということは考慮に入れられないと考えられる。

1号型の場合には、効力発生時期を定める必要があり、また、周知措置をとる必要があるのは2号型と共通であるが、周知措置が効力発生時期の到来までに行われなかったとしても、それによって変更の効力は否定されない。548条の4第3項の反対解釈による。そこからさらに、(1) 周知措置がとられなかったとしても所定の効力発生時期から効力が発生するのか、(2) 事前にとられなかったとしても後にとられれば効力発生時期から効力が発生するのか(さらには周知措置は相手方に知らせるためであるから、相手方が知っているなら足りると解することもできる)、(3) 事前にとられなかったとしても後にとられればその時から(効力発生時期を定めなおすなどの必要はなく)効力が発生するのか、複数の解釈の余地がある。

1号類型が、相手方に有利な変更であることからすると、周知措置がとられていなかったことをもって相手方の援用を拒むのは合理的とは思われない。そのことからすると、(1)の解釈でよいのではないだろうか。(条項の援用が相手方の不利益になるようなものは、1号類型に該当しないと解されるし、また、相手方としては条項を援用しないこともできる。)すなわち、周知措置がとられなかったとき、あるいは効力発生時期に間に合わなかった、あるいは不十分であったというときの効果は、定型約款準備者が(個別合意擬制を)相手方に主張できない(対抗できない。相手方からは主張可能)というものと解するべきではないだろうか。

また、1号型について、第3項のような規定が置かれていないのは、効力を否定するという効果とは結びつけられていないという意味であって、周知措置は、本来、効力発生時期の到来までになされるべきものであることは、1号型の場合も同様であると考えられる(上記のとおり、当該契約の外の事情によっては望まない相手方もありうる)ところであり、相手方が対応して行動をとりうるようにするためには、効力発生前の周知措置が求められよう⁽⁶⁾。

(6) 周知措置は、本来は、効力発生前の取られるべきものであるから、548条の4第3項の規定が1号型を対象としていないことの意義は、周知措置を取ったが、適切な方法とは判断され

c 2号型——特に合理性について

(a) 2号型の変更

1号型に対し、2号型は、1号型との対比において、相手方の一般の利益に適合するとは言えない場合である。すなわち、変更後の内容と従前を比較した場合に、相手方に不利益を課す、あるいは有利な面もあるが不利な面もあるような変更については、2号の要件を充足する必要がある。すなわち、この場合には、そのような変更が——変更後の内容が、ではなく、変更が、である——、契約目的に反しないことと、合理的であることが要求される。そして、変更が合理的であるかどうかの判断においては、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項の有無、その他の変更に係る事情が考慮される。

法制審議会民法（債権関係）部会では、中心的給付にかかる条項の扱いや、個別合意条項の扱い、それが変更の対象となるのかどうか論じられ、必ずしも排除されない旨の説明が事務局よりされていた。しかし、条文上は、定型約款の変更であり、定型約款は、定型取引において、契約の内容とすることを目的として定型約款準備者により準備された条項の総体であるから、その総体をなさないようなもの（の変更）は除外されると解される。また、特定の条項の追加の場合も、追加によって他の条項とともに総体を形成するものであることが、条文上の要請といえよう。定型約款と画一性との結びつきは、条文の文言上は不明瞭な点があるが、画一的法律関係を定めるものが定型約款と理解されるのではないだろうか。

(b) 契約目的に反しないこと

契約目的については、民法にすでにある概念であり、改正に係る規定においても他でもみられる概念である。もっとも、その内実は明瞭ではない。一般には、一方当事者のみではなく、双方当事者を問題としての契約目的といわれる。すなわち、契約の目的とは、一般に、契約の一方の当事者が有する目的ではなく、両当事者の共通の目的を言うものとされ、この点は、定型約款の変更の場面においても変わりはない⁽⁷⁾。

法制審民法（債権関係）部会の審議において、（定型）約款の変更に関してこの概念を導入することにつき、その概念の不透明さが指摘された。その際に、「具体的な個々の契約の相手方の契約をした目的に着目するのではなくて、抽象的、一般的な契約相手方を想定している」のか、「当該契約の本質的要素の大部分が、契約相手方に著しく変わってしまうほどの重大な変更が想定されているのか」という質問があり、「相手方の主観的な目的というもののみでこれを判断するわけではなく、「客観的に

なかったなどの場合に、変更の効力の発生が阻害される事態を防止する点にあらう。

(7) 一問一答 259 頁（両当事者で共有された当該契約の目的を意味するとする）参照。

この契約の目的はどのようなものであるのか」が判断されるという説明が事務局からされている⁽⁸⁾。

預金契約の場合に、契約目的が何かは、客観的に判断されるとすれば、生活口座であるかといった各顧客の利用目的ではなく、余剰金銭の預入れ・保管、第三者との間の資金決済のための器や手段の提供ということになるのではないか。個々の利用の目的は各人によって異なるが、そのような多様な利用のできる口座サービスの提供が契約目的であるということになるのではなかろうか。

(c) 合理性の判断要素

合理性は、「その他の変更に係る事情に照らして」判断される。考慮要素として示されている変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更条項（この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の条項）の有無と内容が、並列されている。そのような規定ぶりにもかかわらず、定型約款準備者が相手方の個別の同意を要せず、一方的に変更をなしうることを認めるという性質に照らして、変更の必要性と変更後の内容の相当性は、その充足が必須の事情と考えられる。これに対し、変更条項については有無とあるように、有ることもあれば無いこともあり、その存在自体は必須ではない（ただし、その有無を考慮することは当然であると言えなくはない。しかし、変更条項を置かなかったこと自体は、少なくとも、それが一般的とは言えない現状に照らすと、当然に考慮される——おそらくは変更に消極的な方向で——とは言えないだろう）。

(d) 変更の必要性

変更の必要性は、前記のとおり、必須であろう。法制度の改正や、社会的な要請等はこれに該当する。

(e) 変更後の内容の相当性

変更後の内容自体の有効性の判断であり、当該条項の目的の正当性およびそのための内容の相当性によって判断される。

548条の2第2項の基準もまた、ここで取り込まれる。

個々の相手方の個別事情がどこまで取り入れられるかの問題は548条の2第2項についても存在するが、同条項については、たとえばどのような説明を受けたかなどの事情が影響を及ぼしうると考えられ、個別事情も勘案されよう。それに対し、変更後

(8) 森田修「約款規制：制度の基本構造を中心に（その4）」法学教室435号93頁（2016）。「ここには、許容される約款変更について内容的限界を画する固有の概念として用意されている「契約をした目的」は、①主観的要素と客観的要素を併せ持つものであること、②相手方に重大な一方的不利益をもたらす本質的要素の変更のように厳格なハードルを越えなくても「契約をした目的」に反することがあり得ることが示されている」とする。

の内容の相当性自体は、客観的にその内容自体をもって判断されるのではないか。あえて個別の事情を考慮すべき場合があるとすれば、それはむしろその他の事情の判断によるのではないだろうか。

(f) 変更条項の有無と内容

変更条項の存在自体は、定型約款の変更の要件ではない。約款を準備する主体の側に一方的な変更権を包括的に与える条項は、当該一方の当事者に契約内容の拘束力からの自由な解放を認める実質をもつものでむしろ不当条項の代表とも言えるものであり、それにもかかわらず、変更条項の有無が考慮要素とされるのは、548条の4の「規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め」の有無と規定されているように、変更条項といっても、考慮されるのは、あくまで、548条の4の規定に即した変更を定めるものである。また、いずれにせよ、548条の4の規定に即するのであれば、変更条項を置く意義が問われうが、変更条項が定型約款中に置かれることによって、あらかじめどのような範囲の変更があるか、どのような手続によるか、それを是としない顧客（相手方）にどのような手段が用意されるか等の詳細を定めることで、変更の内容と手続について当該定型取引に特有の事項をあらかじめ特定することや、そのような変更がありうることを予告・警告する機能があると考えられる。また、例えば、周知措置についての詳細を定めるなど、548条の4に即した変更のあり方のさらなる具体化を図る意味も認められる^{(9) (10)}。

(9) 548条の4は、「この条の規定により定型約款を変更することがある旨」としているから、変更条項としては、ただ変更がありうると定めるではこれに該当しないと解されるのではないか（このような包括的・無限定に変更権限を与えるだけの条項であればそもそも不当条項であろう）。また、「民法548条の4の規定により変更することがあります」という定めがあるだけでは、確かに予告・警告機能はあるかもしれないが、それ以上の意味はなく、考慮要素としてもたいして重みをもたないように思われる。むしろ、変更条項として意義があるのは、548条の4には書かれていない、上記の細目を特定する条項ではないだろうか。

(10) 試みにインターネットに公開されている預金関係の規定をみると、次のような例がある。

1-1. SMBCダイレクト

<http://www.smbc.co.jp/kojin/direct/kitei1.html>

46. 規定の変更等

(1) 本利用規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記46.(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします

1-2. 普通預金利用規定

<http://www.smbc.co.jp/kojin/sougou/ippan/pdf/futsu.pdf>

15【規定の変更等】

(g) その他の変更に係る事情

その他の変更に係る事情については、その他（関係する）一切の事情と言い換えてもよいであろう。当該条項が効力を有することによって、個々具体的に生じうる顧客の不利益や、それを回避するための代替措置などが、含まれる。特に、契約内容の拘束力からの解放を定型約款準備者の一方的な判断・決定によってなしうることになるだけに、変更の必要性や内容の相当性はもちろんとし、個別の相手方の同意を不要

(1) この預金規定の各条項および前記11(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1-3. 総合口座取引規定

<http://www.smbc.co.jp/kojin/sougou/ippan/pdf/sougou.pdf>

19【この規定の変更等】

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間が経過した日から適用されるものとします。

1-4. パソコンバンク Web21 利用規定

http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/web21/pdf/20140804web21_kitei.pdf

10. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更に同意しない旨の通知を受領しない場合には、変更に同意があったものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

1-5. カードローン規定

<http://www.smbc.co.jp/kojin/loan/cardloan/pdf/kitei.pdf>

第26条（本規定等の変更）

(1) 本規定の各条項および本取引に係る諸条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。ただし、契約極度額の増減額等、諸条件の変更に関し他の条項において通知・公表等の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

とすることを正当化できる事情が必要であり⁽¹¹⁾、それは、「その他の変更に係る事情」の中で考慮されることになる。

個別同意を不要とすることを正当化する事情という観点からみると、具体的には、①個別同意をとることが不能または困難である⁽¹²⁾、②公益の観点から要請されるもので、個別同意の意義が小さい、あるいは乏しい（極限においては、仮に相手方が反対であっても、変更後の内容によることが正当化されるなど）、③反対である相手方には代替措置が用意されている（何ら不利益なく契約から解放される途が用意されている、具体的には、任意解除権が付与されているなど）、といった事情が考えられる。

③に関して、2号型の場合には、（有利な面もあるかもしれないが）相手方に不利益となる変更であるため、それに同意できない相手方にどのような別の手段が与えられているかが重要である。それは、変更後の内容であることもあるが、変更に同意しないときは解除ができるなどの、変更に伴う「救済的」措置（適切な保護措置といえようか）が設けられたり、あるいは、あらかじめそのような解除権が用意されており、代替取引が容易な市場があるなどの事情が、その他の変更に係る事情として勘案されることになろう。一般的には、無理由の解除や⁽¹³⁾、それとともに、同様の取引の容易性あるいはその時期の解除による不利益の填補などがいまって必要となろう。ただし、契約類型によっては、解除（exit可能性）だけでは、十分な保護措置にならないものもある点にも留意する必要がある（たとえば、生命保険契約の場合には保険サービスが受けられなくなることもある）。

d 周知措置

周知については、周知事項は、定型約款の変更をする旨、変更後の内容、効力発生時期であり、方法は——当然ながら——適切な方法である必要がある。適切な方法がどのようなものかは、取引の性質や相手方の属性などによっても異なる。周知の方法としては、インターネットの利用が掲げられているが、インターネットの利用を想定しない取引においてはそれが適切な周知措置とはいえない。想定される顧客の範囲や

(11) 潮見佳男「判批」（後記3、(2)、2、②福岡地判の評釈）金融法務事情2049号（2016）75頁参照。

(12) 前記のとおり、立案担当者の見解は、個別同意をとることの困難は、変更の必要性に関して考慮されるというものである（前掲注（3）参照）。

(13) 局面は異なるが、経過措置に関して、施行日前に締結された契約についても定型約款の規定が適用されるが、相手方が反対の意思表示を所定の期間内にすれば、適用されないことが定められ、さらに、それが、契約や法律の規定による解除権等の現実の行使により契約関係から離脱可能な場合は反対の意思表示をすることができないとされていることも（附則33条）、注目される。

取引の性格により、何が適切な周知方法かは変わってくるだろう⁽¹⁴⁾。変更条項を定型約款中に設ける意義の1つには、周知方法の周知もありうることは前記のとおりである（前記c参照）。

相手方への個別の通知は要求されていない⁽¹⁵⁾。契約締結段階の組入れにおいては、定型約款の存在とそれを契約内容とすることが相手方に認識可能となっている必要がある（548条の2第1項参照）のに対し、そこまでの保障が、定型約款の変更の段階では、最低限の要請として設けられてはいない。このことは、548条の4の規定によって許容される定型約款の変更とは、どの範囲のものかを、——個別の通知と異議を述べない（ないしは契約から離脱しない）ことによる消極的同意という構成によらずに、周知措置のみで、変更を可能とするのはどのような定型約款であり、どのような変更なのかという形で——限界づけることともなる⁽¹⁶⁾。

周知措置は、変更の効力発生時期が到来するまでにする必要が、一般にはあると解されるが、それまでに周知措置がとられなかったとき、2号型の変更については、効力が生じない。個別の相手方によっては、認識している、あるいは認識し得た場合もあるが、認識した、あるいは認識しえた相手方については効力が生じるといった例外は定められていない。周知措置——548条の4第2項をみたま適切な方法によるものでなければならない——が、期限内（効力発生時期到来まで）に取られなかったとき、変更を実現するために定型約款準備者がするべき対応は、再度、効力発生時期を定めて、周知措置をとる、というものとなる。548条の4第3項の効果は、およそ変更が効力を生じないというものであって、周知措置がとられた時に効力発生時がずれるというわけではないからである。

（4） 効果

548条の4による定型約款の変更の効果は、次のとおりである。

①定型約款準備者が個別に相手方と合意することなく定型約款の変更ができ、当該変更の効力が認められる（548条の4第1項柱書参照）。

②変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなされる（同項柱書）。

(14) 約款の変更は伴わずにサービス追加として行われたとみられるものに、通帳機械払いの導入がある。その際の周知措置は、店舗に掲示というものであったようである。来店が当然に期待されるわけではない場合に、果たしてこれで足りるのか、といった問題があろう。

(15) 周知措置は、既存の契約者への変更を知らせる措置であること、多数ではあっても既存の契約者は特定していることからすれば、個別の通知が排除されるわけではなく、それが適切であることもあるのではないか。

(16) 石川・前掲注(1)39頁、参照。

548条の2第1項も参照)。

③ ②についてさらに個別合意がなかったものとみなされることはない(548条の4第4項による548条の2第2項の適用排除)

このうち、②は、定型約款についての規律が、それを構成する個別の条項について、合意があったと擬制していることと対応するものである(548条の2第1項柱書参照)。また、③については、548条の2第2項の要件に該当する場合には、548条の4第1項各号の要件を満たさない。したがって、548条の4第4項のような明文の規定を置くまでもなく、548条の2第2項は適用されないから548条の4第4項は、確認規定である。548条の2第2項に該当するような内容の変更が許容されることを示すものではない⁽¹⁷⁾。

なお、定型約款中に変更条項があり、それが不当条項であるとして、548条の2第2項によって排除される場合は——消費者契約法10条等によって効力が否定される場合と同様——当該変更条項に効力が認められないのは、言うまでもない。

(5) 548条の4以外のルートでの変更

548条の4は、定型約款準備者が、定型約款の変更を、個別に相手方と同意をすることなく、できるルートを用意するものである。したがって、要件をみたくない場合には、個別の合意による変更が必要となる(このとき、定型約款のねらいである画一的な法律関係の達成との緊張関係の問題が生じる。是としない相手方には離脱の選択肢を提示してなお画一的法律関係を達成するか、あるいは、2種類の法律関係の併存によって画一性を限定するか、であり、それは、定型約款準備者が、契約管理として判断・選択することになる)。

合意の取付けの仕方や程度については、定型約款であるという特質の考慮の要否や範囲が問題となろう。

なお、変更条項が存し、それが有効な変更条項であるときに、548条の4の規定は満たさないが、当該変更条項に基づいて変更をするという余地があるのかが問題となるが、548条の4の要件充足性において、変更条項の有無が考慮要素の1つとされていることからすると、548条の4の要件よりも緩やかな要件で変更を可能とする条項は、そもそも、不当条項であるという疑義を免れないし、548条の4とは別に、変更条項による「定型約款の変更」というのは考えられないことになるのではないか。

(17) 一問一答 262頁。

3 従来の「約款の変更」

(1) 具体例の分析

a 山田論文

全国銀行協会が作成する各種規定のひな型を題材として、銀行取引（預金規定、カード規定、貸金庫規定）における約款の変更の具体的なケースの検討を行うものに、山田論文がある⁽¹⁸⁾。同論文は、これまでの約款の変更の具体例として、次のものをあげている⁽¹⁹⁾。

山田論文にリストアップされている約款の変更の例は次のとおりである。

- ①普通預金規定における預金保険事故発生時における預金者の相殺規定の追加
- ②普通預金規定における法令違反・公序良俗違反の利用（そのおそれ）の場合の口座の停止・強制解約規定の追加
- ③カード規定における偽造変造カードによる払戻し（改定）
- ④普通預金規定における盗難通帳、インターネットバンキングによる預金不正払戻しに関する補償追加
- ⑤普通預金規定、貸金庫規定における暴力団排除条項の追加

そして、山田論文は、それぞれの具体的なケースを分析し、結論としては、口座の強制解約（②）については、法令違反や「おそれ」の解釈などをめぐって、そのまま効力が認められるかについては疑義がなくはないとしつつも、暴力団排除条項（⑤）を除いては、いずれも有効であろうと論じている。

b 548条の4の規定下での扱い

山田論文に掲げられた従来の約款の変更の具体例（前記a）について、屋上屋を架すきらいはあるが、548条の2の規定のもとで、どのような扱いとなるのかを、再度確認しよう。

(18) 山田誠一「具体的ケースを素材とした約款変更の検討」金融法務研究会『金融取引における約款等をめぐる法的諸問題』（金融法務研究会報告書（26）、2015）63頁。また、銀行による取引に限らず、約款の変更に関する従来の学説および裁判例につき、野村豊弘「約款の変更（総論）」金融法務研究会・同報告書48頁、51頁以下参照。

(19) このほか、関連する他の具体例として、和議法が廃止され民事再生法が制定されたことに伴う、銀行取引約定書における期限の利益喪失条項の変更（なお、銀行取引約定書については定型約款該当性も問題となる）、カード規定における、キャッシュカードをデビットカードとして利用することを可能にすることに伴う変更が、言及されている（山田・前掲注（18）75頁）。

(a) 1号型の変更 (①、③、④)

相殺権（顧客の一方的意思表示による相殺）の追加（①）は、当該規定における相殺権の行使だけを取り出すならば、書面による行使を要求している点や、充当に関して預金者（相殺者）の充当指定の範囲を限定している点において、民法の規定に比べて顧客・預金者に不利な内容を含んでいる。しかし、そもそもが、民法では相殺権が認められないときになお預金者からの相殺を可能とするものであって、顧客・預金者の利益となる改正であると評価できる⁽²⁰⁾。548条の4の規定のもとでは、相手方の一般の利益に適合する場合（1号型）と言えよう。

カード規定における偽造変造カードによる払戻し（③）、すなわち、偽造変造カードによる払戻しについては、改正前の条項、さらには民法478条の規定（準占有者に対する弁済。2017年改正後は受領者としての概観を有する者に対する弁済）による場合に比し、銀行が善意無過失であっても、預金者に重過失がないときは、弁済としての効力を有しないとして、有効な弁済となり、したがって、預金者が権利を失う範囲を制限するものであって（しかも、預金者の重過失の証明責任も銀行が負う）、顧客・預金者の権利を拡張するものと言え⁽²¹⁾、その点から1号型の変更と言える。また、改正後の条項の内容は、預金者保護法の適用による場合と同様の規律内容であるから、法改正を受けての1号型の変更という意味を持っている。

普通預金規定における盗難通帳、インターネットバンキングによる預金不正払戻しに関する補償追加（④）も、同様に、顧客・預金者に有利な変更（追加）である⁽²²⁾。すなわち、これらは、民法478条により有効な弁済となる場合および民法415条によって銀行が債務不履行責任を負わない場合、したがって、民法によれば、盗難通帳による払戻しインターネットバンキングによる不正な払戻しについて預金者が負担することになる場合にも、一定の範囲で預金者が補填請求権を有し、銀行が補填の負担を負うことを定めるものである。預金者保護法の規定の適用がない場面であり、しかも、補填範囲が手数料・利息をもカバーしている点において預金者保護法が適用される場合よりも補填範囲が広い。

したがって、これら（①、③、④）については、548条の4の要件のうち、実体的な要件をみたま（なお、（個人向けの）（普通）預金規定やカード規定が、定型約款に該当することは、疑問の余地がない）。548条の4のもとで効力が認められるためには、効力発生時期を定めることが必要である。また、直接効力を左右する帰結をもた

(20) 山田・前掲注(18)66頁。

(21) 山田・前掲注(18)70頁。

(22) 山田・前掲注(18)72頁。

らすものではないが、適切な方法による周知が（少なくとも行為規範として）問題となろう。

(b) 2号型の変更（②、⑤）

法令違反・公序良俗違反（その「おそれ」）の利用の場合の口座の停止・強制解約規定の新設（②）については、顧客・預金者に不利なものであって、契約目的に反せず、かつ、合理的なものであることという要件の充足性自体が問題となる。これらの規定における停止や強制解約を発動するための要件については、法令違反や「おそれ」の解釈について趣旨に即した制限的解釈によるならば、利用自体が公序良俗に反する利用がされているときや、その「おそれ」（それを基礎づける正当な理由）があるときに停止や強制解約の措置をとることは、「やむを得ない事由」があるときの停止や強制解約と解することができるから、改定前の条項のもとでも可能であったところを、場面を具体化して、透明性を高めたものと評することができる。そうであるならば、契約目的に反せず、かつ、合理性があると判断されるであろう。

一方、手続面では、解約通知について、到達いかんに関わらず、届出のあった氏名・住所に宛てて発信した時に解約がされたものとして扱う旨の発信主義がとられている点で、民法の到達主義に比し、顧客・預金者に不利な内容を定めている。当該口座が犯罪に利用されていることが判明した場合には直ちに解約の措置をとる必要があるという、迅速性の要請がその理由である⁽²³⁾。解約の前段階において、停止という措置による対応が可能であることや、「おそれ」の段階でも発動させうることを考えると、変更後の内容の相当性という点で疑義がなくはないが、「おそれ」はあったが現実にはそうではなかったことが後に判明した場合は、復活の措置が用意されるとすれば、事後措置との組み合わせによる補完・対応によって、相当性を満たしうるだろう。

従来の約款の変更の例のうち、最も問題となるのが、暴力団排除条項（⑤）である。山田論文では、普通預金契約の合意内容としてやむを得ない事由があるときは解約ができると解されること、また、普通預金契約が有しうる委任契約としての性質に着目するならば、顧客・預金者（委任者）が反社会的勢力であることが明らかになり、銀行（受任者）の顧客・預金者（委任者）に対する信頼関係が崩れた場合には、銀行（受任者）からの解約の根拠が強化されると考える余地があることが、指摘され、微妙な判断となりうることが示されている⁽²⁴⁾。そこで、この変更については項を改めて、見よう。

(23) 山田・前掲注（18）68頁。

(24) 山田・前掲注（18）74 - 75頁、76頁。

(2) 暴力団排除条項の追加に関する裁判例

預金契約締結後に、暴力団排除条項が加えられ、暴力団関係者であることが判明したことにより当該条項に基づいて預金契約が解除された場合に、同条項の効力が争われた裁判例が3件ある⁽²⁵⁾。

①福岡高判平成28年10月4日金法2052号90頁(②の控訴審)

②福岡地判平成28年3月4日金法2038号94頁(①の原審)

③東京地判平成28年5月18日金法2050号77頁

いずれも、約款の変更により追加された同条項の効力を認めている。

その論旨は、福岡高判(①)によると、次のとおりである。すなわち、当該暴力団排除条項は、反社会的勢力との関係遮断が特に強く求められる金融機関としての社会的責任を全うすべく、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶するために、反社会的勢力との取引を拒絶し、反社会的勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、これを社会から排除して、市民生活の安全と平穩の確保を図ることを目的とするものであり、反社会的勢力に属する預金契約者であることが判明した場合に、口座の犯罪利用が疑われるなどの不正利用の危険性等の追加事情を要せず、金融機関が当該預金者との取引を停止し、預金契約を解約することができる旨の規定である。このように理解したうえで、当該条項自体、また変更によること自体、そして、具体的事案における当該条項による解約自体を次の考慮からいずれも有効とする。(1) 当該条項自体の有効性に関して、当該条項の目的の正当性および手段たる強制解約の合理性ゆえに、当該条項が有効であること、また、(2) 約款の変更によることについて、(ア) 預金契約においては定型の取引約款により契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることが契約上当然に予定されていること、(イ) 既存の預金契約にも適用しなければ、その目的を達成するのは困難であり、本件条項の遡及適用による相手方・預金者の不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することで不利益を回避できることから、個別の合意なくとも既契約に変更の効力を及ぼすことができること、(3) 具体的な事情の下で当該条項に基づく解除が信義則違反ないし権利濫用となる余地はあるところ、当該口座について、当該預金者が社会生活を送るうえで不可欠な代替性のない生活口座であるといった事情があるときは権利濫用ないし信義則違反となる余地があるが、当該事案におい

(25) ③の東京地裁判決は確定しており、①の福岡高裁判決については上告・上告受理申立てがされていたが、不受理となっている(最決平成29年7月11日。鈴木仁史「反社対応に関する注目すべき最近の2つの最高裁決定——暴排条項の追加変更および犯罪歴の検索結果削除——」金融法務事情2071号(2017)6頁による)。

てはそのような事情は認められないこと、である。

東京地判も、暴力団排除条項の目的を同様に認定したうえ、変更によることについて、当該条項が金融機関の利益を目的とするものではなく、公益目的を有していることをあげている。また、反社会的勢力排除の要請が社会的に高まっており、既存の預金契約にも適用しなければ目的達成困難であること、当該条項の適用による不利益が限定的なものであることを掲げるとともに、当該条項の周知につとめていたことをも総合判断の考慮要素にあげていることや、多数の取引関係を画一的かつ合理的に処理するため、既契約についても追加変更以降は当該条項を適用することができるとして、大量取引の画一的処理（そしてもちろん合理的な処理）という点を、既往におよぼすことの基礎付けとして、打ち出しているといった点が、着目される。

また、東京地判は、暴力団排除条項の解釈として、一般市民としての生活に必要な取引のみに利用している場合には適用されないとの主張を排斥している。その際、預金口座が反社会的勢力の活動以外の目的で利用されていたとしても、転用が容易であることに照らすと、目的を達成するためには預金口座の利用目的にかかわらず、反社会的勢力との取引を断絶する必要性が高いこと、また、反社会的勢力に属する者が、預金口座等を利用できなくなり、事実上不利益をこうむるとしても、その不利益は、電気や水道等のいわゆるライフラインが使用できなくなるような場合に比べて大きいとは言えないことをあげ、当該条項に基づく解除により反社会的勢力に属する者の生活に必要な預金口座の利用が制約されるとしてもやむを得ないと述べている点は、福岡高判とはやや異なる判断を示しているように思われるところであり、注目される。（なお、東京地判は、あわせて、預金者は、自己の意思に基づき、反社会的勢力から離脱することによって、その不利益を回避できるため、不利益が限定的であると論じている。）

福岡地判は、変更の有効性（当該条項を既契約にも効力をもつものと認めること）について判断するに当たり、預金契約のように「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方によって合理的であるような定型的な取引については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高いから、取引約款を社会の変化に応じて変更する必要が生じた場合には、合理的な範囲において変更されることも、契約上当然に予定されているということができ、既存の契約の相手方である既存顧客との個別の合意がない限り、その変更の効力が既存の契約に一切及ばないと解するのは相当でない」と判示している。この部分の表現（不特定多数の者を相手方とする大量取引で、当事者双方にとって画一的であることが合理的であるような定型的な取引といった定式）には、

2017年改正の議論の影響ないし先取りが見られる。そのような定型取引性、定型約款性ゆえに、必要な場合に合理的な範囲での変更が許容されるという筋道も、改正後の規定の線上にあり、改正の議論の影響をみてとることができる。

福岡地判（高裁もそれを引用）は、当該事案における周知措置として、その内容や効力発生時期を、自行のホームページへの掲載、店頭等におけるポスターの掲示やチラシの配布等の適切な方法により周知していることを認定したうえで、本件条項の事前周知の状況、本件条項の追加により既存の顧客が受ける不利益の程度、本件条項の内容の相当性等を総合考慮して、本件条項の追加が合理的な取引約款の変更にあたり、既存顧客との個別の合意なくとも、既存契約に変更の効力を及ぼすことができるとしている。周知措置についての言及もまた、改正の議論の影響をみてとることができよう。

これに対し、改正後民法548条の4と対比すると、契約の目的に反しないという点については、直接の言及がなく、他が改正後の規定のラインに沿っているだけに、目を引く。（推測すれば、預金契約における契約目的が何であるかは、一律に明確とはいいがたく、また、口座利用目的を問題とすると、暴力団排除条項がそれに反するといえるか、判断に揺らぎが生じるためかもしれない。）

（3） 548条の4の規定下での暴力団排除条項の追加

a 548条の4第1項の要件（実体的要件）

（a）2号型の変更

普通預金規定が定型約款に該当することは、疑問の余地がない。また、暴力団排除条項は、新しい条項の追加の場合であるが、追加によって他の条項とともに総体を形成するものであるから、定型約款の変更に該当する。そして、暴力団排除条項の追加は、そのような追加がされない場合に比して、暴力団関係者である預金者について、強制解約の範囲を広げるといった不利益を課すものとなる。暴力団関係者である預金者は、銀行の顧客・預金者のごく一部であって、大半の顧客・預金者には無関係とも言えるが、一部の属性の相手方について不利益を課すものである以上、相手方の一般の利益に適合する変更ではなく、2号型の変更ということになる。そのため、契約目的に反しないことと合理的であることという要件をみたます必要がある。

（b）契約目的に反しないこと

契約目的に関しては、契約をした目的がそのようなサービスの提供を受けることであるなら、暴力団排除条項の追加によって暴力団関係者にはサービス提供がされないとするもので、顧客の範囲を限定することになるが、そのような限定自体は、直ちに

契約目的に反する、あるいは契約目的と相容れないとは言えないのではないか。

一段具体化して、給与等の収入の入金や各種の生活上のサービスの決済のための口座であるとしても、そのような生活口座としての利用（のためのサービスの供給と受領）が契約をした目的であるとしても、暴力団排除条項の追加自体は、相手方一般をみて、客観的に判断するならば、契約目的に反しないと言えるのではないか。

このことは、当該口座の具体的な利用の有り様が全く考慮されないままでいうものではない。この点は、その他の事情として考慮される余地がある。そもそも、生活口座としての利用の実際は、福岡高判と東京地判との間で評価が分かれている。また、それを扱う法律構成としても、条項の援用の当否（権利濫用、信義則）、条項の解釈に分かれ、結論としても、福岡高判はそのような事情があれば条項の援用が否定される含みを残すのに対し、東京地判はやむを得ないとしてその場合も援用は否定されないとの結論を導いている。これらの点の判断は、口座での決済を、いわゆるライフラインに準じるものとみるかどうか、また、暴力団から離脱すれば該当しなくなることをどう見るか・容易にできることと評価するのかどうか、によって変わってくるように思われる。

(c) 合理性

変更の必要性については、金融取引からの暴力団の排除は、公益的見地からの社会的要請である。その政策課題を達成するためには、今後の新たな契約におけるだけでなく、既往の契約からも暴力団関係者の預金の利用を排除することが、望ましいことは確かである。もっとも、この点については、預金者保護法の場合のような法律の手当てがあるわけではないことや、また、同様の要請は他の金融取引にも妥当しうるところ、たとえば、保険の場合は、既往の契約について変更をする対応はしておらず、それが不当な対応であるとは必ずしも評価されていないことなどをどう考えるかが問題となろう⁽²⁶⁾。

この点については、①預金契約は契約期間中に日常的に具体的なサービス提供や、あるいは個々の預入・入金毎に契約が締結されるという構成からすれば日常的に新たな契約の締結が行われるのに対し、保険契約はそうではないこと、②解約に伴う不利益について、預金契約の場合は解約に伴う払戻しが否定されるわけではなく、将来のサービス提供、預金口座の利用は否定されるものの、既存の部分については経済的損

(26) 保険契約につき、大野徹也「契約締結後の約款変更による暴排条項の導入および適用を認めた福岡高判平 28.10.4 の保険暴排実務に与える影響」金融法務事情 2060 号（2017）22 頁、23 頁 - 24 頁、吉田哲郎「生命保険会社における改正債権法への実務対応」金融法務事情 2088 号（2018）6 頁、7 - 8 頁参照。また、証券取引につき、鈴木正人「証券取引口座約款における暴排条項の遡及的適用と関連論点」金融法務事情 2060 号（2017）14 頁参照。

失がないのに対し、保険の場合はその後の保障が受けられなくなるのみならず支払済みの保険料の返還も受けられなくなるという経済的損失があることなどの違いが両者にはあることが、指摘されている⁽²⁷⁾。このほか継続性の点（保険契約は保険事故発生によって終了するが、預金契約は死亡によっても相続を経て継続することや、同内容の契約締結が保険契約の場合（特に生命保険や疾病等の保険の場合）にはむしろ締結できなくなる可能性が相当にありうるのに対し預金についてはそうではないこと（もっとも暴力団排除条項が遍く用いられている以上は、預金契約自体が締結できないことになる））なども、あげられよう。

(d) 変更後の内容の相当性

追加される暴力団排除条項は、新たな契約の場合の条項と同内容であり、その内容が相当であるとみとめられる以上は、変更後の内容もまた、相当であると判断されよう。

もっとも、2点の懸案がある。第1は、新たな契約の場合には相当とされる内容であっても、既契約においては、従来の立場の不利益な方向への変更であるから、変更として相当である範囲は、新規規約の場合に比し、制限されることにならないか、である。定型約款における画一的法律関係の要請との兼ね合いが、ここにもある。

第2は、生活口座の場合である。現代社会における預金口座の生活における重要性にかんがみ、一種のインフラであると考えらるなら、それを奪うことによる不便さをどう見るかが問題となる。電気・ガスほどではないことは確かであり、また、その不利益自体は、暴力団との関係を断つことで顧客・預金者の行動によって解消されるものではあるが⁽²⁸⁾、既に拘束の生じている法律関係の変動をもたらすのに、そこまでの便益を奪うことが許容されるのかは問題となろう。しかし、そもそも、社会生活に不可欠なインフラであっても新規契約の場合には強制解約等が許容されることや——新規契約でも、解釈上、そのような口座の解約はできないと考えるのであれば別段である——、変更時において、あるいはそれまでに、生活口座として利用されているとしても容易に他の目的に利用することが可能になる点をどうみるかも、考慮に入れる必要があろう⁽²⁹⁾。なお、これらの点は、変更後の内容の相当性ではなく、顧客が受ける不

(27) 大野・前掲注(26) 25頁。また、保険契約においては、一般条項に基づく重大事由解除の余地があることも指摘されている（大野・同26頁、吉田・前掲注(26) 8頁）。

(28) 潮見・前掲注(11) 77頁は、解約による生活面での支障を、顧客が受ける不利益の程度という因子のもとでの考量において重視すべきではないとする。

(29) その観点から、生活口座については除外するときは、生活口座として把握される範囲が問題となる。また、その後のモニタリングの必要を指摘するものもある。これらの点について、高橋恒夫「事例で学ぶ預金・窓口業務の対応ポイント・第10回・不正口座・暴力団排除条項」銀行法務21・832号(2018) 65頁。

利益の内容・程度という点で、その他の事情として考慮されうるものでもある。

(e) 変更条項

従来 of 具体例においては、変更条項は存在していない。

(f) その他の変更に係る事情

普通預金契約が、大量の相手方との間の契約であり、かつ日常的に何らかのアクションがありうるものであること、画一的法律関係が強く要請されるものであることからすると、個別に相手方と合意をするという対応は、期待することができないものと考えられる。

暴力団排除条項の追加による、それを是としない相手方への代替措置に関しては、そもそもが、強制解約を内容とするものであって、解約を望まない相手方にとって、契約からの離脱の保障は、代替措置とはならない。暴力団排除条項については、この点の難しさもある。解除による契約からの離脱の保障に関しては、解除による損害の填補なども、一般には、考えうるところであるが、預金契約の場合には、また、暴力団排除条項については、適切な方法ではなからう。

顧客保護という点は、当該口座が、社会生活において必要、さらには不可欠の生活口座であるとなればいっそう強まるが、しかし、顧客としては、社会的に要請される行動である、暴力団からの離脱という行為をとれば、解除の要件を満たさなくなる。そのように顧客の、かつ、社会的に要請される行為によって、不利益を回避できるものであることにかんがみれば、保護措置が別途用意されていないとしても、なお許容されうるといえないだろうか。

(g) 効力発生時期

効力発生時期は、定める必要がある。

b 周知措置（548条の4第2項・3項）

効力発生時期を定めること、その到来前に周知措置をとることが、2号型においては、変更が効力を発生するための要件の一つである。

前掲の福岡地判は、当該事案における周知措置として、その内容や効力発生時期を、自行のホームページへの掲載、店頭等におけるポスターの掲示やチラシの配布等の方法により周知している旨を言及し、適切な方法であると評価している。